

令和6年度（令和7年4月採用）

長久手市任期付職員（学芸員）採用候補者試験 募集要項

1 試験区分・採用予定人員等

試験区分	採用予定人数	受験資格
学芸員	1名	昭和59年4月2日以降に生まれた人で、次の <u>いずれにも該当する人</u> ア 学校教育法に基づく4年制の大学または大学院において、歴史学、民俗学または考古学に関する専門課程（これらに準ずる課程を含む。）を修めて卒業（修了）した人、または令和7年3月31日までに卒業（修了）見込みの人 イ 博物館法に基づく学芸員の資格を有する人、または令和7年3月31日までに取得見込みの人 ウ 教育機関、行政機関又は博物館等において、歴史学、民俗学または考古学に関する職務経験を3年以上有する人（職務経験は、常勤、非常勤を問わず、任用期間を通算する。）

※1 卒業見込みの人が、令和7年3月31日までに卒業しなかった場合は、任用資格を失います。

※2 受験資格に定める資格等を取得見込みの人で、令和7年3月31日までに当該資格等を取得しなかった場合は、任用資格を失います。

※3 職務経験は、令和6年6月30日時点で、受験資格を満たしていることが必要です。

※4 日本国籍を有しない人は、公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる職には就くことができません。

次のいずれかに該当する場合は受験できません。

地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する次の人

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの人またはその執行を受けることがなくなるまでの人
- (2) 長久手市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (3) 人事委員会または公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

2 任用期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで(3年間)

※任用期間は、5年を超えない範囲で更新する場合があります。

3 主な職務内容

- (1) 古戦場公園再整備に伴う、ガイダンス施設及び歴史民俗資料館の展示物等の制作
- (2) 文化財の現地調査、保管及び展示
- (3) 特別展等の企画及び運営(文化財・展示物の運び入れ等含む)
- (4) 収蔵物の管理
- (5) その他、行政業務全般

4 試験日時等(予定)

区分	日時	合格発表
第1次試験	令和6年8月8日(木)～21日(水)	8月末頃 (市ホームページにて合格者の受付番号及び受験番号を公表)
第2次試験	令和6年9月22日(日) (詳細は、第1次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	10月上旬頃 (市ホームページにて合格者の受験番号を公表)
第3次試験	令和6年10月27日(日) (詳細は、第2次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	11月上旬頃 (市ホームページにて合格者の受験番号を公表)
第4次試験	令和6年11月15日(金)または18日(月) (詳細は、第3次試験合格者へ LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)をお送りします。)	11月末頃 (郵便にて通知)

※1 試験日程は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

※2 LoGo フォームのマイページに通知(電子文書)が登録されると、申請時に登録したメールアドレスに「電子文書発行のお知らせ」が届きますので、必ずマイページから電子文書をダウンロードしてください。

5 試験方法

区分	内容
第1次試験	書類審査 (提出された試験申込書を審査します。) ・試験申込書の「過去の実務経験の中で得た知識・能力」欄に、得た知識・能力をどのように長久手市へ活かしていくかが書かれているか(長久手市への想い) ・試験申込書の「過去の実務経験の中で得た知識・能力」欄及び「自己PR」欄が7割以上書かれているか
第2次試験	専門試験 (専門職として必要な基礎的知識や見識を問う記述式の試験を行います。)
	適性検査
第3次試験	グループワーク試験 (主として人物について、集団作業による試験を行います。)
	プレゼンテーション試験 (自己PRを行い、それに対する質問を行います。)
第4次試験	口述試験 (主として人物について、個別面接による試験を行います。)

※ 試験内容は、受験者数及びその他の事情により、変更する場合があります。

6 受験手続

区分	内容
申込方法	[インターネットによる申込(原則)] 下記のURL(長久手市電子申請システム(LoGo フォーム))に接続し、画面の指示に従って入力してください。 https://logoform.jp/form/qbGK/634165  《注意事項》 ア パソコンや通信回線上の障害等により、期限までに申込みが完了しなかった場合においても、追加で受付を行いませんので、期限までに余裕をもって申込みください。 イ インターネット申込みの際のファイル名は、下記の名称としてください。 試験申込書:「試験申込書(氏名)」 学習・研究等調書:「学習・研究等調書(氏名)」 学芸員資格を有することを証明する書類又は取得見込証明書:「資格取得(見込)証明書(氏名)」 ウ 申込時に入力したメールアドレスに、受付完了通知が送信されます。<u>受付完了通知が届かない場合は、人事課まで電話で問い合わせください。</u> エ 受験票は、ホームページから様式をダウンロードし、第1次試験の合格者発表の際に公表される受験番号を記入の上、試験申込書に添付したものと同一写真を貼付して、第2次試験受付時に提示してください。 ※ 原則、インターネットによる申込みをお願いしておりますが、困難な場合は、窓口又は郵送でも下記のとおり受け付けます。 その場合、各試験の通知はメールで送信させていただきます。 [持参による申込] 下記①～③の書類を人事課へ、原則本人が提出してください。 [郵送による申込] 下記①～③の書類を封筒に入れ、封筒に「受験申込」と朱書きし、人事課まで書留郵便でお送りください。

	なお、書類の不備について、申込締切後でもメールや電話にて修正をお願いすることがありますが、連絡が取れなかった場合は、申込みを受理することができませんので、ご了承ください。
提出書類	提出書類は以下のとおり ①試験申込書 ②学習・研究等調書 ③学芸員資格を有することを証明する書類又は取得見込証明書 ※以下の書類については第4次試験受験時に提出していただきます。 ・最終学歴の成績証明書 ・最終学歴の卒業(見込)証明書 《注意事項》 ア 手書きで作成した書類を PDF にする際は、複合機やスキャナー等でスキャンして PDF にしてください(写真で撮影したものは不可)。 イ 持参または郵送で提出する場合、試験申込書は、両面印刷したものに記入してください。 ウ 写真(上半身、脱帽、正面向、縦4cm×横3cm)は、3か月以内に撮影したものを試験申込書と受験票への貼付用の2枚用意してください(インターネット申込みの場合は1枚(受験票への貼付用))。 持参または郵送による申込みの場合は、試験申込書及び受験票に貼ってください。 インターネットによる申込みの場合は、試験申込書の写真欄にデータで貼り付けた後、試験申込書をPDF形式に変換してください。 試験当日は、用意した写真を受験票に貼付し、第2次試験受付時に提示してください。 エ 学習・研究等調書は、A4サイズでおもて面1枚にまとめて記載してください。 オ 記入の際は、消えるボールペンは使用しないでください。 カ 最終学歴が大学院修了以上の方は、大学院の修了証書等に加え、大学の卒業証明書も提出してください。 キ 最終学歴が大学院修了以上の方は、大学院の成績証明書に加え、大学の成績証明書も提出してください。 ク 最終合格決定後、合格者には職務経験の確認のため、在職証明書を提出していただきます。 ケ 提出書類は一切お返しいたしませんので、ご了承ください。

受付期間	[インターネットによる申込] 令和6年7月1日(月)午前8時30分から令和6年8月7日(水)午後5時15分まで [持参による申込] 令和6年7月1日(月)から令和6年8月7日(水)まで 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで (土曜日・日曜日・祝日は、市役所閉庁のため受け付けできません。) [郵送による申込] 令和6年7月1日(月)から令和6年8月5日(月)まで 期間内の消印有効 【送付先】 長久手市役所市長公室人事課 住所 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1 電話 0561-56-0604
-------------	--

7 給与(令和6年4月現在)

(1) 初任給(地域手当含む。)

	大学卒	大学院(2年)卒
給料月額	222,640円	234,520円

※ 職歴等がある場合は、加算される場合があります。

(2) その他諸手当

ア 期末手当 給料、地域手当等の2.45月分

イ 勤勉手当 給料、地域手当等の2.05月分

ウ 通勤手当 自家用車(月額最高31,600円)

公共交通機関(月額最高55,000円)

エ 住居手当 賃貸住宅(月額最高28,000円)

オ 扶養手当 配偶者(月額6,500円)

子 1人当たり(月額10,000円)

その他 1人当たり(月額6,500円)

カ その他 時間外勤務手当、特殊勤務手当など勤務実績により支給

(3) 給与は、人事院勧告に準じ、改定されます。

(4) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

8 採用の時期

(1) 第4次試験に合格すると採用が内定されます。

(2) 採用が内定した人は、令和7年4月1日に採用され、市役所本庁等に配属されることとなります。

※ 原則4月1日採用ですが、その前にも、本人の同意を得た上で採用する場合があります。

問合せ先

長久手市役所市長公室人事課

〒480-1196

長久手市岩作城の内60番地1 (長久手市役所本庁舎2階③窓口)

電話 0561-56-0604 (直通)

FAX 0561-63-2100

メール jinji@nagakute.aichi.jp (人事課代表メール)